令和　5　年度

施設カルテ

番　号	(7)-1	名　称	国民健康保険おいらせ病院	分　類	医療施設

【施設概要】

所　在　地	上明堂1番地1					
所　管　課	おいらせ病院事務局					
設置根拠法令	医療法・おいらせ病院事業の設置等に関する条例					
管理運営形態	直営	指定管理者名	―			
土　　地	所有形態	町	敷地面積	4,841 ㎡		
建　　物	所有形態	町	延床面積	3,883 ㎡		
	築年月	S　59　年　3　月		1984 年		
	法定耐用年数	50　年	経過年数	39　年		
	構造	鉄筋コンクリート造				
	地上	4　階	避難所指定	―	アスベスト対応	対応済み
	地下	―　階	ＰＣＢ対応	対応済み	バリアフリー対応	対応済み
	収容人員	―　人	貸出可能単位数		単位	

【利用状況】

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度
年間外来患者数(人)	31,759	29,702	26,888	27,117	28,183
年間入院患者数(人)	813	806	743	774	696
年間営業日数(日)	240	240	244	242	245
営業日あたり平均外来者数(人/日)	132	124	110	112	115

【経費状況】　(単位:千円)

区　　分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度
収入	施設使用料・手数料	0	0	0	0	0
	コピー機・公衆電話・自動販売機	441	521	543	479	393
	その他	716,377	706,666	770,550	865,156	849,420
	合計	716,818	707,187	771,093	865,635	849,813
支出	光熱水費	11,254	10,523	10,897	10,719	14,730
	修繕費	6,525	4,374	4,215	3,306	3,840
	委託料	108,916	108,407	133,982	140,641	144,601
	指定管理料	0	0	0	0	0
	工事費	950	9,428	4,780	3,443	0
	その他	0	0	0	0	0
	合計	127,645	132,732	153,874	158,109	163,171
収　　支		589,173	574,455	617,219	707,526	686,642

【コスト状況】

区　　分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和４年度
利用者あたり(円/人)	△ 18,551	△ 19,341	△ 22,955	△ 26,092	△ 24,364
床面積あたり(円/㎡)	△ 151,731	△ 147,941	△ 158,954	△ 182,211	△ 176,833
開館日あたり(円/日)	△ 724,690	△ 712,723	△ 830,712	△ 914,116	△ 986,555
人口あたり(円/人)	△ 23,215	△ 22,706	△ 24,479	△ 27,979	△ 27,114

【施設の状態】

屋根 屋上	外壁	建具	内装	給排水 衛生	ガス	空調 換気	照明	ｽｲｯﾁ ｺﾝｾﾝﾄ	分電盤 受変電盤	外構
C	B	B	B	D	A	B	B	B	A	B

劣化状況の概要

・屋上防水・内部壁　→　劣化進行が加速している。
・給排水管設備　　→　一部排水管修繕不能／給水管についても劣化の進行が顕著

【評価基準】

良好 → 劣化

評価	基準
A	・概ね良好な状態。
B	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。 ・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。
C	・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。 ・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。 ・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。
D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。 ・施設の耐久性に影響を与えている状態。 ・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。 ・法令点検で不適格の状態。

【建物内部】

良好 → 劣化

評価	基準
A	２０年未満
B	２０年～４０年
C	４０年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合

【施設管理の基本的な方針】

役　割 機　能 重要性	地域に求められる医療を提供する、町内唯一の自治体病院である。 新型コロナウイルス感染拡大の状況下、発熱外来の開設やワクチン接種も積極的に進めている。	
管理方針	長寿命化	新病院建設を見据え、必要最低限の設備維持管理をしていく。
方針の 考え方	上記のとおり	

法定耐用年数	50　年（令和　16　年度まで）	目標使用年数	65　年（令和　31　年度まで）
計画期間	33　年（　平成　29　年度から　令和　31　年度まで　）		
期間設定 の考え方	適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から15年程度は長寿命化が可能と考えられる。 ※(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」及び(財)建築保全センター「建築物のライフサイクルコスト」等を参酌した。		

【管理に関する実施計画】

対策時期	対策内容	概算額(千円)	備考
令和4年度(2022)	給水・給湯管劣化点検	3,500	部位・部材の修繕周期(30年)に伴う劣化対策
令和5年度(2023)	小破修繕	5,000	部位・部材の修繕周期に伴う劣化対策
令和6年度(2024)	小破修繕	5,000	部位・部材の修繕周期に伴う劣化対策
令和7年度(2025)	小破修繕	5,000	部位・部材の修繕周期に伴う劣化対策
合　　計		18,500	